



2022年4月22日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北本 幸寛
(コード番号 6819)

問い合わせ先
経営企画室室長 桑原 亮介
電話番号 03-5464-2380

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2022年6月28日開催予定の第47期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<u>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し、提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>第16条(電子提供措置等)</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="1082 320 1150 349">(附則)</p> <p data-bbox="839 360 1390 618"><u>第1条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="839 669 1390 775"><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="839 826 1390 931"><u>第3条 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上